

平成23年（2011年）6月17日

横須賀市情報公開審査会審議資料

公文書公開制度の運用について （答申たたき台）

平成 年（ 年） 月

横須賀市情報公開審査会

1 非公開情報（個人に関する情報）（第7条第1号関係）

（諮問事項）

現行規定に「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報」を加える。

（検討事項）

- ・ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び多くの地方公共団体の情報公開条例の規定との整合
- ・ 個人情報保護条例に基づく保有個人情報開示請求における不開示情報との整合
- ・ 非公開情報として明記する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報」の類型として、「個人の人格と密接に関連するもの」と「著作権などの財産権を侵害するもの」について、それぞれの考え方の整理

2 災害等が発生した場合の諾否決定期間特例延長規定の適用(第 11 条第 5 項 関係)

(諮問事項)

災害等が発生し緊急を要する業務処理を行う必要がある場合においては、第 11 条第 5 項に規定する諾否決定期間特例延長を適用できるものとする。

また、別の事由により既に諾否決定期間を延長している場合であっても、再延長できるものとする。

(検討事項)

- ・災害時に係る延長規定を設けることの妥当性
- ・事後救済手続（不服申立て、訴訟）へ移行する際の、阻害要因となり得ることの検討
- ・復旧の見通しが立たない状況下において、合理的な延長期間を定めて延長することの検討
- ・法令に処理期間が規定されている他の事務の処理期間との整合を図る検討
- ・災害を理由とする延長規定を実施機関が多用する可能性に対する検討
- ・延長期間の期限を設ける必要性の検討
- ・延長規定を適用するための要件を具体的に設ける必要性の検討

3 その他の事項

(検討事項)

- ・ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の改正等に係る対応